

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
第22条の2に規定に基づく公表
(男性労働者の育児休業取得率等の公表)

2026年(令和8年)6月3日
社会福祉法人 県央福社会

1. 公表前事業年度の期間

2025年(令和7年)4月1日より2026年(令和8年)3月31日まで

2. 育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = 71\%$$

育児休業等の取得の状況に関する備考

① 公表前事業年度に復帰した、育児休業等を取得した男性労働者の育児休業平均取得日数は、161日となっています。

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合は、以下のようになっています。

[上記、公表前年度の]

$$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{[上記、公表前年度の] 配偶者が出産した男性労働者の数}} = 100\%$$

(付記) 2名が育児休業等を取得せず、育児目的休暇のみを取得しています。育児休業等とあわせ、全員が、何らかの制度を利用し、育児に取り組んでいます。

この場合の、育児休業平均取得日数は、134日となっています。

③ 女性の育児休業取得率は、以下のようになっています。

$$\frac{\text{[上記、公表前年度の] 育児休業等をした女性労働者の数}}{\text{[上記、公表前年度の] 出産した女性労働者の数}} = 104\%$$

(付記) 公表前年度の前年度に出産した女性労働者が、公表前年度に育児休業を取得しているため、100%を超えています。